## えん罪被害者を速やかに救済するために、 臨時国会での再審法改正の実現を求める理事長声明

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法(憲法第13条)の下では、無実の者が処罰されることは断じて許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。

本年6月18日、野党6党(立憲民主党、国民民主党、れいわ新選組、 日本共産党、参政党及び社会民主党)の共同により、衆議院に「刑事訴訟 法の一部を改正する法律案」(以下「本法案」という。)が提出され、その 後、衆議院法務委員会に付託されて、閉会中審査となっている。

本法案は、「再審制度によって冤 (えん) 罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする」という観点から、①再審請求審における検察官保管証拠等の開示命令、②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、③再審請求審等における裁判官の除斥及び忌避、④再審請求審における手続規定を定めるものである。これらの改正は、いずれも必要性や緊急性の高い改正内容であり、高く評価できる。

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」(再審法改正議連)は、昨年3月に発足して以来、全国会議員の半数を超える議員の参加を得て、えん罪被害者、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会等からのヒアリングを実施し、それを踏まえて改正項目や条文案を検討するなど、精力的な活動を重ねてきたものであり、今般、それが本法案として結実したものである。当連合会は、尊厳を回復するために長年の壮絶な戦いを経てきたえん罪被害者の方々に思いを馳せるとともに、再審法改正議連をはじめとする関係各位のこの間の尽力に深い敬意を表する。

一方で、再審法改正に関しては、本年4月21日以降、法制審議会刑事 法(再審関係)部会(以下「法制審部会」という。)において審議が行われ、 本法案の定める4項目も審議対象となっている。

しかし、上記4項目の改正について、検察官と密接な関係を有する法務 省が主導的な役割を担っている法制審部会は、中立性を欠く懸念があり、 多くのことを期待することはできない。実際、この間の法制審部会の議論 では、再審手続が「非常」救済手続であることを殊更に強調し、再審にお ける証拠開示の範囲を新証拠及びそれに基づく主張に関連する限度にとど めようとする意見や、再審開始決定に対する不服申立てを禁止することに 消極的な意見も述べられている。他方で、この間、著名えん罪事件を通じ て再審法の不備が明らかになっている。例えば、いわゆる「袴田事件」で は、検察官が最初の再審請求から約30年にわたって証拠開示に応じなか ったことや、再審開始決定に対して不服申立てを行ったことにより再審公 判が開かれるまでにさらに10年近くもの期間を要したことなどが原因で、 救済が著しく遅延した。また、本年7月18日に再審判決が言い渡された 福井女子中学生殺人事件では、重要な事実関係に看過できない間違いが発 覚したにもかかわらず、検察官がこれを明らかにせず、裁判所に真実と異 なる心証を抱かせたまま有罪判決を出させたことについて、判決において 「不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったといわれても仕方が ない」、「公益を代表する検察官としてあるまじき不誠実で罪深い不正の所 為」とまで批判されている。しかも、同事件では、2011年(平成23 年)11月30日に再審開始決定が出ているにもかかわらず、検察官の不 服申立てによってこれが取り消されており、そのこともえん罪被害者の救 済を著しく遅らせる原因となった。さらに、すでに再審無罪が確定してい る湖東事件では、本年7月17日に言い渡された国家賠償請求事件の判決 において、警察が検察官に対して証拠を送致しなかったことなどが違法と されており、えん罪被害者にとって有利な証拠が警察から検察官に送致さ れていない実情も明らかとなった。しかし、この間の法制審部会での審議 を見ても、警察や検察官の不正・不当な活動によってえん罪被害が作り出 され、再審による救済も遅れている実情と真摯に向き合った議論がなされ ているとは到底言えない。

また、法制審部会では、事務局を務める法務省が原案を取りまとめる形で、前記4項目の改正に関する是非を含む全14項目にも及ぶ論点が提示されている。そうすると、法制審部会での早期取りまとめを目指すとしても、その法案化までには相当な期間を要することは明らかであり、具体的な法案の作成・提出時期が全く見通せず、法改正のスピードという点でも問題がある。えん罪は、国家権力による人権侵害の最たるものであり、再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。

そして、上記4項目は、数多くある論点の中でも、えん罪被害者の速や かな救済を実現する上で根幹をなすものであるから、これらの点について は、「国の唯一の立法機関」である国会において早急に法改正を行い、あ るべき再審法改正の方向性を示すべきである。

しかも、えん罪被害者の救済、再審法改正には市民をはじめとして高い関心が寄せられ、令和7年8月14日現在で、250を超える地方自治体首長、750を超える地方議会、900を超える各種団体が早期の再審法改正に賛同している。これ以上本法案を継続審議に付し、日本全国からの多くの声に背を向けることがあってはならない。

よって、当連合会は、国会に対し、速やかに本法案の審議を進め、今秋にも予定されている臨時国会において本法案を可決・成立させることを求める。また、当連合会は、法制審部会に対し、えん罪は国家権力による人権侵害であり、えん罪被害者を速やかに救済することは国の基本的責務であることを銘記し、本法案の定める4項目を前提に、さらにそれを補完・拡充する方向での審議を行うよう求める。

2025年(令和7年)9月26日

四国弁護士会連合会 理事長 大 西 聡